

金融所得一体課税へ向けた論議と 今後の課題

中央大学法科大学院教授
森信 茂樹

◆はじめに

平成21年12月22日、民主党政権初の平成22年度税制改正大綱が公表された。従来の政府税調と党税調を一元化した新政府税調の下で初めての大綱ということで、その内容だけではなく、意思決定過程等も注目されていたものである。本稿では、金融所得一体課税に向けて、新たな税制調査会がどのように議論を行い、どのような結論を出したのかを検証するとともに、今後の課題についても言及してみたい。

金融所得一体課税化については、平成16年6月に旧政府税制調査会が「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」と題する報告書を公表して以降、ペースは遅いものの毎年一体化に向けての改正が行われ、平成21年から上場株式等の譲渡損と配当の損益通算が可能になり大きな一歩を踏み出した。この段階で政権交代があったわけだが、民主党政権下でも政策集・インデックス2009の中で、一体化を進めていく方向を打ち出していた。

今回の大綱では、「第3章 各主要課題の改革の方向性」の中で、「本来、全ての所得を合算して課税する『総合課税』が理想では

ありますが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当所得の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます」と記されたものの、平成22年度改正事項として具体的な進展は見られなかった。他方で、「第4章 平成22年度税制改正 11. 検討事項（国税・地方税共通）」の部分に、「金融証券税制については、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討します」と記され、平成23年度改正の中での方向性が明記されるところとなった。

I なぜ金融所得一体課税が必要か

我が国では、金融所得一体課税というくくりで議論がなされてきたが、そもそもこの議論の背景には、「利子・配当・株式譲渡益等の金融所得については、貯蓄・投資を経済成長につなげていきたいという効率性の観点から、分離して比較的低税率で課税することが

世界の税制改革の潮流となっている」という認識がある。90年代に始まった北欧諸国の二元的所得税、2001年オランダのボックス課税、2009年ドイツの金融税制改革がその具体例である。総合課税に最も熱心ともいすべき米国も、現在配当や株式譲渡益については0%か15%の二段階課税をとっており、完全な総合課税は放棄している。

我が国の金融所得の課税方式は、①利子については源泉分離課税、②配当（大口以外の上場株式等）については申告不要（20%源泉徴収、ただし23年までは10%の軽減税率）と総合課税（配当控除）、さらには株式譲渡損との損益通算のための申告分離課税の選択制、③株式譲渡益については、申告分離課税（20%、ただし上場株式等については23年まで10%）となっており、勤労所得と分離して低率で課税する税制が実施に移されている。また、公募株式投信について、収益の分配は配当並み課税、公募株式投信の解約・償還損益は譲渡損益との通算が可能になっている。さらに、これら金融所得一体課税を効率よく実施するための課税インフラともいべき証券特定口座制度の導入が行われ、事実上の源泉分離制度という納税者利便の高い制度が可能となっている。

このように、基本的には世界的な流れに沿った動きをしてきている我が国の税制ではあるが、金融商品で異なる課税方式や税率を統一し、金融所得間の損益通算や損失の繰越しを認め、投資リスクの軽減を図ることが、投資家の利便性を高め、高齢化で貴重になる貯蓄・資本の効率化につながることから、上記以外の金融商品も含めたさらなる金融所得一体課税推進の必要性が叫ばれてきた。

他方で、株式市場対策から導入された上場株式譲渡益と配当についての優遇税制（税率を10%）が平成23年末まで導入されており、税率の異なる利子等との金融所得の一体課税化は早く平成24年という状況にある。

II ● 金融庁の税制改正要望

平成22年度改正における金融庁の税制改正要望を筆者なりに整理すると、おおむね次の三つに分けられる。

第一に、預金・債券の利子所得を株式の譲渡損と損益通算できるようにするなど金融商品間において損益通算の制限のある損益通算の範囲を拡大し、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境を整備することである。現行税制の下でインカムゲインとキャピタルゲインの損益通算が可能なのは、上場株式・公募株式投信だけであるので、それを債権・預金利子や先物取引の損益（現在は雑所得）にまで拡大してほしいということである。

第二に、損益通算の範囲を拡大するに当たって、公共債・社債等債権の課税方式を、現行の利子並みの課税（利子所得と同様の源泉分離課税、譲渡損益は認識しない）から、株式並みの課税（利子は申告分離課税、債権譲渡損益を認識する）に変更してほしいということ、さらにデフォルト債券の損失を譲渡損失とみなしてほしいという要望や割引債の課税方式の変更についても要望が出された。

この背景には、代表的な債権である利付債の課税方式は、インカムゲインは20%の源泉分離課税、キャピタルゲインは非課税となっており投資リスクの時代にそぐわないことや、割引債は18%の発行時源泉課税、転換

図表－1 債券の複雑な課税関係（現行）

	発行時	インカムゲイン	キャピタルゲイン	償還差損益
利付債	—	源泉分離課税 (20%) ※国外で支払われるものは総合課税	非課税	総合雑所得
割引債に類する物 (低クーポン債、ストリップス債)	—		総合譲渡所得	総合雑所得
割引債 (ゼロクーポン債)	発行時源泉徴収 (18%) ※外国法人が国外で発行する場合（国内事業に帰属する場合を除く）は免除	—	非課税 ※国外発行のものを国内で譲渡する場合は、総合譲渡所得	総合雑所得 ※発行時源泉された部分（償還金額－発行金額）については課税済み
転換社債	※償還期間が1年以下のもの（短期公社債）は免除。ただし、個人の保有は禁止	源泉分離課税 (20%) ※国外で支払われるものは総合課税	申告分離課税 (20%) ※上場転換社債は10%	

（出典） 金融庁資料

社債はインカムゲインは20%源泉分離課税、キャピタルゲインは20%申告分離課税というように、個人投資家にとって大変複雑な税制となっているという事情がある（図表－1）。

第三に、あわせて、かねてから税により市場の流通性が阻害されているなどの問題点（課税玉と非課税玉の分断問題）が指摘されていた債券税制の見直しも要望した。

このように今回の改正には、金融所得一体課税化の範囲を利子所得にまで拡大することと、債権に関する様々な税制を抜本的に見直し整備すること、という二つの要素が関連しつつもそれぞれの要望として提出された。

証券税制の改正には大規模なシステム対応が必要となる。そこで、見直しの時期について、上場株式と配当について優遇税率の終了する平成23年末まで待つではなく、可能な限り早く債権・預金利子の一体化の方向を打ち出すことが必要との認識を示しつつ議論が行われた。

上述したように、今回の大綱は検討事項のところで、「金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討します」と記し、基本的には金融所得一体課税化の流れを引き継ぎつつも、具体的な決定については平成23年度改正に先送りした。

大綱の記述は、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向けて検討を進めること、その中でとりわけ公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とすることについては、平成23年度改正で見直すことを検討する、と読める。つまり、平成23年末までは、株式譲渡益と配当所得については優遇税率が適用されているので一体化は難しいが、（期限が切れ）税率のそろそろ平成24年的一体化に向けて、平成23年度改正の中で、複雑な証券税制の整備とあわせて抜本的に検討するという主旨であろう。平成24年からの本則税率復帰（優遇税率の廃止）という点については、後述する日本版ISAの箇所で「平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%

III ●大綱の決定事項

本則税率化にあわせて」導入するとの記述から読み取れる。

IV

●一体課税に向けての課題

■…特定口座の活用と番号制度

金融所得の一体化を進めていく上では、特定口座制度を活用していくことが不可欠である。金融機関に開設された一定の要件を満たす口座（特定口座・源泉徴収あり）を通じて売買された金融商品の金融所得について、金融機関が損益通算を行った後源泉徴収を行い、投資家は申告不要となり納税が完了する仕組みは、所得捕捉の確実性、簡素性、徴税の効率性等さまざまなメリットを持つ優れた課税インフラである。

現在、複数の金融機関（例えば、銀行と証券会社につづつ）に特定口座を保有している者は、金融機関をまたいで損益通算をしたり、損失繰越しや還付申告をしたりする場合には、各金融機関からの年間取引報告書を取り寄せ納税者自身が計算を行い、税務署に届け出る必要がある。預金利子は原則として銀行口座から発生するので、利子所得の一体課税化に伴い、このような投資家が飛躍的に増大すれば、特定口座が持つ利便性が損なわれてしまうことになる。このことは、税務当局や金融機関側にとっても、急増する申告に対する事務負担増につながるので、何らかの対応が必要となる。

そこで、複数金融機関に特定口座を保有している納税者が、口座間の損益通算、損失繰越し、還付申告を簡単な手続で実施することができるシステムを構築する必要が生じる。複

数金融機関に特定口座（源泉徴収あり）を保有する納税者が、口座間の損益通算、損失繰越し、還付申告を特定口座の中で実施することができ、口座をまたぐ損益通算が必要になった場合には、従来どおり申告不要あるいは簡単な申告で課税関係を終了することができるシステムである。このような制度には、本人確認・名寄せを確実に行うために、国民を一意に特定できる番号が不可欠となる。番号としては、社会保障番号を活用することが最も現実的な選択肢であろう。新政府税制調査会は総理から「税と社会保障制度の適正な運営のための番号制度……を検討すること」との諮問を受け、今回の大綱の中で、「社会保障・税共通の番号制度導入等について、具体化を図るため、税制調査会の下にプロジェクトチームを設置し、1年以内を目途に結論を出す」旨記述している。

これを金融取引に活用するには、プライバシー保護の観点から番号をカード内に暗号化して格納し、カードリーダ等で読み取る方式も検討する必要がある。カードの表面に番号を表示する場合は、制度上、番号の目的外使用を厳しく制限する必要がある。特定口座の利用者のうち、希望者のみが利用可能な仕組みとして開始することも一案である。納税者が金融所得一体課税というメリットを受けたいという場合に限って、選択するという制度設計なので、抵抗も少ないだろう。

このような番号を活用した所得確認のためのシステムは、税務当局にとって、損失繰越しや還付申告に係る業務が自動化され事務負担の軽減につながること、保有する情報は高い機密性が求められることから考えて、税務当局に設置することが必要である。この点、

筆者が座長を務める金融税制研究会が「金融所得確認システム（仮称）」として具体的なアイデアを公表しているので参考ありたい（<http://www.japantax.jp/>から入手可能）。

2…金融所得の創設と経費・損失

もう一つ重要なポイントは、一体化の際税法の中に、「金融所得」概念を創設し、経費・損失についても包括的に規定することである。現在我が国所得税法は、所得を10に分類しているので、それを整理統合して新たな分類として金融所得概念を構築することが望ましいが、それは大変大がかりな作業となる。そこで当面は、10分類を前提としつつ「金融所得」という中間概念を、望ましくは所得税法に、当面は租税特別措置法上に設け、あわせて経費・損失の控除や損益通算が可能となるように規定の整備を行う。

具体的な手順としては、金融所得課税の対象となる金融商品を、金融商品取引法など金融商品を定義している既存の法律と整合性をとりながら、これらに規定されている概念を借用して、租税法律主義に則り、具体的に範囲を列举し法定していく作業である。このような対応により、新たな金融商品に対する税制上の取扱いが明確になり、納税者や市場関係者にとって、法的安定性や予測可能性が増加する。

経費・損失の控除についてはどうだろうか。現行税制では、利子所得には経費が一切認められず、配当所得には、一定の場合、負債利子控除が認められるのみで、金融所得に関する経費の取扱いについてはきわめて制限的な取扱いとなっている。また株式譲渡所得には、取得費の概念はあるものの、経費の概念はな

く現実感覚にそぐわない面が出てきている。そこで、「金融商品の取得・譲渡のために直接の関連性を持ち、所得を得るにあたって必要な費用」については、経費性を認めるべきだと考える。例えば、投資信託における投資顧問料や金融先物取引における支払利子、信用取引における貸株料・支払利子などが考えられる。

損失についても範囲を拡大していく必要がある。現行法では、利子所得や配当所得と関連した損失であるペイオフ損失やリーマン債のデフォルト損失は、「家事費」つまり消費行為とみなされ経費として認められていないが、投資行為が一般的になる中でこれを緩和していく必要がある。

現行制度の経費・損失の制限的取扱いの背景には、「個人を、稼得主体と消費主体の2分法で規律し、両面性を持つ個人には家事費、家事関連費という概念を導入することにより、経費の混入を制限する」という伝統的な包括的所得税概念に立つ考え方がある。しかし今日、個人は稼得と消費に加え、投資をすることが一般的になっている。老後の生活設計として、個人資産を運用して将来の生活に備える所得を確保することは、個人にとって必要な不可欠な行為であるといえる。そこで、単に貯蓄するという行為をこえた投資行為を念頭に置いた税制の再構築の必要性がでてくるのである。個人を、「稼得主体」と「消費主体」の2分法で規律してきた考え方を改め、「投資主体」という観点も取り入れ、（あたかも個人事業者のように）投資に伴う経費・損失を可能な範囲で認めていく見直しが必要ではなかろうか。

このようになれば、今回金融庁が要望して

いた、「発行体の破綻等によるデフォルト債券の損失は、税制上、家事費と扱われ他の金融所得と損益通算ができないので、デフォルト債の損失は譲渡損失とみなすこと」という要望が実現可能になる。しかも、「損失とみなす」のではなく、損失そのものとなるのである。「老後の生活設計の一環としてリーマン債を購入して損失を被った」場合の税制上の取扱いが、「天皇賞で馬券を買いこんで外れた」場合の税制上の取扱いと同じ「消費」

「家事費」とみなされ金融所得を得るための経費とならないことは投資の時代にそぐわないといえよう。利子所得に対応するペイオフ損失も同様である。

もっとも留意すべきこともある。それは、金融商品は人為的に損失を発生させることができるので、租税回避に使われやすいという点である。これを防止する観点から、ある程度の制限をする必要はあろう。しかし、二元的所得税・金融所得課税一体化の最大の特色のひとつは、「金融所得と勤労所得との損益通算は認めない」という点にある。それにより基本的な租税回避の防止は対応されているので、金融所得間の損益通算は幅広く認めるべきだろう。

③…個人型年金非課税制度 (日本版 IRA) の創設を

最後に、上場株式投資のための非課税措置(日本版 ISA)について一言。

証券市場対策として導入・継続されている上場株式の譲渡所得・配当所得に対する軽減税率は、平成23年末で期限切れを迎える。その際増税のインパクトを緩和するものとして、上場株式投資のための非課税措置(課税口座

内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)が前政権の税制改正大綱でコミットされていた。今回、平成24年からの3年間に創設された口座について10年間の優遇を認める制度の導入が、「平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて」正式決定された。英国の株式等への投資を優遇する制度であるISAを参考にしたことから日本版ISAと呼ばれている。

このような制度がどこまで株式振興につながるのか、疑問なしとはしない。また、複雑な制度を時限的に導入することは、金融機関のシステム投資のコストを高めることにつながる。

この点について、時限的な相場振興策ではなく、本格的にわれわれの老後の資産形成を支援する税制を恒久的な制度として構築する、という発想の転換を行うべきだ。公的年金・企業年金を補完する、一定の要件を満たした個人単位の年金積立金に対して、税制優遇措置を講じる制度の創設である。例えば、20歳以上60歳未満の者をすべて対象として、個人が自助努力により老後の生活資金を形成することを支援する「個人型年金非課税制度(日本版 IRA)」の創設アイデアである。「特定口座への拠出額に一定の制限を設けたうえで(例えば、年間120万円)で、税引後所得を拠出し、一定年齢(例えば60歳)以降に引き出す場合には、運用益を含めて非課税とする。口座に受け入れて運用対象とする金融商品の範囲については、金融商品間の中立性を担保する観点から、預貯金、株式、公社債、株式投資信託、公社債投資信託、外貨預金など一般的な金融商品を幅広く含める」というもの

である。

このような制度は、個人が国（公的年金）や企業（企業年金）に依存するのではなく、自助努力で資産形成すること（個人年金）を税制面から支援する制度である。個人単位で資産を管理するため、企業倒産による影響やポータビリティの問題は発生しない。また、20歳以上60歳未満の個人を対象とした制度であるため、企業間や世代内の不公平の問題も発生しない。正規雇用・非正規雇用といった雇用形態の多様化にも対応しやすい。諸外国の制度として、米国には IRA（個人退職勘定）が個人の資産形成に大いに役立っている。カナダにも Registered Retirement Savings Plan があり、英国には「年金に関する統一的税制」がある。

税制支援の具体的方法としては、制度内容が簡素かつ明瞭となり、受け取った税引後所得の中から拠出するため拠出額のコントロールが容易な「拠出時課税、運用・給付時非課税」型（TEE型）の方式とすることが望ましい。

◆おわりに

これまで証券税制については、時々の株式

市場の状況等により、実にさまざまな税制が時限的に導入され、納税者、証券会社とともに翻弄されてきた歴史がある。新たな政権の下では、そのような時々を取り繕う証券税制ではなく、骨太の恒久的な税制を構築してもらいたいものだ。

平成23年度改正に向けて、年初から、いろいろと議論を行い、金融所得一体課税・二元的所得税の究極的な目的である、資本の効率的活用を通じた我が国経済の活性化につなげていくことを期待したい。

＜参考文献＞

- ・金融税制研究会報告書「金融所得一体課税の推進と日本版 IRA の提言」（平成21年10月）
(<http://www.japantax.jp/>)
- ・東京財団「納税者の立場からの納税者番号制度導入の提言」（平成21年6月）(<http://www.tkfd.or.jp/admin/files/2009-02.pdf>)
- ・森信茂樹「金融所得一体課税の課題」租税研究712号
- ・森信茂樹「投資の時代にふさわしい税制を」資本市場平成21年9月号
- ・森信茂樹「金融所得一体課税に向けた提言」金融財政事情平成21年11月2日号

【もりのぶ・しげき】